

特別会計・企業会計 (1)特別会計

市が実施している事業は、基本的な行政サービスを行う一般会計のみではなく、広い範囲にわたっています。

特定の事業を行う場合に、一般会計の歳入・ 歳出と区別して経理するために、特別会計を 設けています。 1 **葬祭事業** 3. 特別会計・企業会計

市営葬儀を行う「あかし斎場旅立ちの丘」の経理を区分するための会計です。 火葬収入や葬祭収入と一般会計からの繰入金で運営されています。

歳入		4.9 億円
火葬収入	火葬する際の手数料	0.6 億円
葬祭収入	式場等の使用料	0.8 億円
一般会計繰入金	一般会計の負担分	3.5 億円
歳出		4.9 億円
指定管理料	指定管理者への委託料	3.4 億円
公債費	過去に整備した施設にかかる市債の返済金	1.4 億円
納付消費税や土地賃借料など	税務署に納付する消費税など	0.1 億円

公費負担の県支出金や保険料をもとに、病院等で本人負担以外の部分などを支払う会計です。 国民健康保険は安定的な事業運営のために各都道府県が財政運営の主体となっています。

	287.1 億円	
国民健康保険料	国民健康保険の加入者から納付された保険料	46.8 億円
県支出金	医療費の財源として県から交付されるもの	205.1 億円
一般会計繰入金	保険料を軽減するためなどに一般会計が負担する部分	29.0 億円
基金繰入金	過去の保険料で積み立てられた基金を取り崩したもの	4.9 億円
諸収入など	その他の収入	1.2 億円
歳出		286.8 億円
保険給付費	保険から医療機関などに支払う医療費	199.0 億円
国民健康保険事業費納付金	保険料などを県に納付するもの	79.9 億円
保健事業費	国民健康保険の加入者が受ける特定健康診査などの費用	1.4 億円
職員費など	職員費などその他の支出	6.4 億円

3 財産区 3. 特別会計・企業会計

財産区とは、明治22年の市制·町村制施行の際に、一部地域で使用されてきた農業用ため池や墓地などの財産を市町村に帰属させずに、その地域の財産として管理するための団体で、特別地方公共団体と呼ばれています。

	65.9 億円	
前年度繰越金	28か所ある財産区の現金資産	65.6 億円
財産収入	財産区が所有する土地・ため池の売却収入など	0.3 億円
使用料など	財産区が所有する土地の駐車場収入など	300 万円
	1.1 億円	
指定寄附事業	財産区域内にある自治会等の地域活動の充実を図る寄附金	0.8 億円
財産管理運営事業	財産区が所有しているため池や墓地の維持管理費用	0.2 億円
財産処分事業	ため池などの処分にかかる水利補償金や一般会計への事務費	200 万円
財産区管理会運営事業	財産区管理会委員の報酬など	400 万円

4 公共用地取得事業

3. 特別会計・企業会計

道路事業用地を先行して取得する特別会計です。

実際に事業を進める際には、国の補助事業を活用して一般会計が特別会計から事業用地を買い戻します。

歳入			
土地売払収入	土地売払収入 一般会計への土地売払い収入		
市債	市債 先行取得するための資金		
一般会計繰入金など	100 万円		
歳出		8.5 億円	
山手環状線用地取得費	山手環状線用地取得費 山手環状線の道路用地を先行取得する費用		
江井ヶ島松陰新田線用地取得費 江井ヶ島松陰新田線の道路用地を先行取得する費用		0.3 億円	
公債費	5.7 億円		

石ヶ谷墓園を管理運営する特別会計です。 特定の収入として墓園の使用料や合葬式墓地の使用料などがあります。

歳入		3.9 億円
一般墓地使用料	一般墓地の使用料	0.2 億円
合葬式墓地使用料	合葬式墓地の使用料	0.3 億円
墓園管理料など	一般墓地の管理料	300 万円
繰越金	前年度からの繰越金	3.3 億円
歳出		0.6 億円
墓園維持管理費など	墓園の維持管理費や職員費など	0.6 億円

6 地方卸売市場事業

3. 特別会計・企業会計

地方卸売市場を管理運営する特別会計です。 市場使用料を指定管理者の収入とする利用料金制が導入されています。

歳入		0.5 億円
指定管理者公債費負担金	指定管理者が負担する公債費の一部	0.2 億円
一般会計繰入金など	一般会計が負担する公債費の一部など	0.3 億円
歳出		0.5 億円
公債費	過去に整備した施設にかかる市債の返済金	0.4 億円
その他経費	その他施設の維持管理経費など	0.1 億円

介護保険料や国県支出金などをもとに介護サービスを給付する特別会計です。保険料のほか、国・県・市が一定の割合で負担します。

歳入		251.0 億円
介護保険料	65歳以上の被保険者の保険料	51.0 億円
支払基金交付金	40歳から64歳までの被保険者の保険料	64.3 億円
国庫支出金・県支出金	国と県の負担分	90.8 億円
一般会計繰入金	市の負担分	39.0 億円
基金繰入金	過去の保険料で積み立てられた基金を取り崩したもの	2.5 億円
繰越金など	前年度からの繰越金など	3.5 億円
歳出		249.8 億円
保険給付費	介護サービスや介護予防サービスなどの給付	228.3 億円
地域支援事業費	生活支援サービスなどの事業費	11.5 億円
保健福祉事業費	認知症家族・高齢者支援事業など	0.4 億円
一般管理費など	職員費などの事務費	9.6 億円

土地区画整理事業が完了した後の清算金を整理する特別会計です。 この特別会計は鳥羽新田地区の土地区画整理事業の完了に伴い始まったものです。

歳入		0.2 億円
換地清算金収入 清算金の収入		90 万円
歳出		300 万円
繰上充用金	前年度の歳入不足分への充用するもの	300 万円

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度です。 後期高齢者医療は都道府県ごとに設置され、市町村と事務を分担しながら運営されています。

	46.3 億円			
後期高齢者医療保険料	後期高齢者医療保険料 75歳以上の市民の保険料			
一般会計繰入金	一般会計繰入金 保険料を軽減するためなどに一般会計が負担する部分			
諸収入など	諸収入など 健康診査広域連合補助金など			
	45.1 億円			
後期高齢者医療広域連合納付金 徴収した保険料を広域連合へ納付		44.2 億円		
保健事業費 健康診査の経費		0.4 億円		
一般管理費など	事務費など	0.5 億円		

独立行政法人である市民病院は、設立団体である市を通じて資金の借入や返済を行います。市が市民病院の代わりに行う銀行などからの借入や返済を管理するための会計です。

歳入		11.0 億円
貸付金元利収入	市民病院からの返済金	4.5 億円
市債	市民病院へ貸し付けるための借入金	6.5 億円
歳出		11.0 億円
貸付金	市民病院への貸付金	6.5 億円
公債費	借入金の返済	4.5 億円

母子家庭などの経済的自立を図り、児童の福祉の推進を目的とした貸付制度です。国と市からの資金を原資に貸付を行っています。

歳入		0.3 億円
貸付金元利収入	過去に貸し付けを受けた市民からの返済金	500 万円
市債	貸し付けの原資の借入金	0.1 億円
一般会計繰入金	一般会計の負担分	0.1 億円
繰越金など	前年度からの繰越金	0.1 億円
歳出		0.2 億円
貸付金	対象者への貸付金	300 万円
国への償還金	剰余金の一部を国に返済するもの	0.2 億円
一般会計への繰出金など	剰余金の一部を市に繰り戻すものなど	500 万円



3.特別会計・企業会計(2)企業会計

企業会計は、事業収入を主な財源として、独立採算の原則により特定の事業を経理する会計で、本市では、水道事業と下水道事業があります。

現金の収入支出のみを把握する一般会計と異なり、その企業活動を正確に把握するため、発生主義・複式簿記を採用しています。

1-1 水道事業会計 ①

水道水を供給するために、水道施設を整備し、管理運営を行う会計です。 経営に必要な費用は、税金ではなく、基本的に水道利用者の皆さまからの水道料金収入などで 賄っています。

R5収益的収支 (日々の事業を運営するための取引)

収 益		費用	
	50億円	水を作る費用	13億円
		水を購入する費用	11億円
コンギャリへ		水を届ける費用	9億円
水道料金		水道料金収納等の 費用	4億円
		減価償却費等	16億円
		借入金支払利息	1億円
長期前受金戻入	4億円	その他	1億円
その他収益	5億円	当年度純利益	4億円

R5資本的収支 (施設の整備など長く使うものの取引)

収 入		支 出	
借入金	13億円	水道施設の改良費	20/辛田
一般会計からの負担金等	1億円	等	20億円
その他	1億円	供1Aの店文笠	7/辛田
収支不足額 補てん財源の取崩	12億円	借入金の返済等	7億円

1-2 水道事業会計 ②

R5貸借対照表

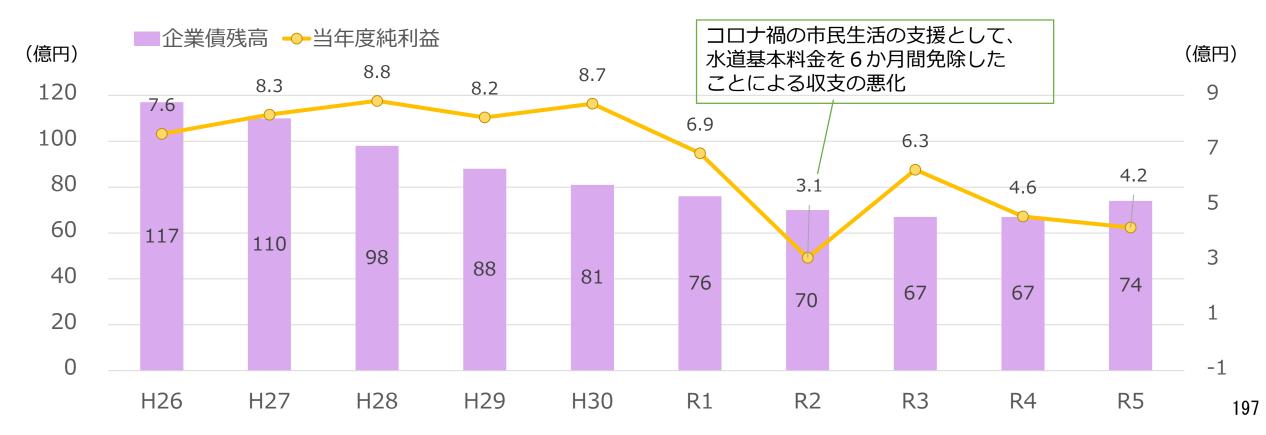
【資産の部】		【負債の部】				
固定	固定資産		320億円	固定	至負債	79億円
	有开	形固定資産	309億円		うち、企業債	67億円
		土地	30億円	流動	負債	19億円
		償却資産(管渠、処理場施設など)	768億円		うち、企業債(1年以内返済分)	6億円
		減価償却累計額	△489億円	繰迎	[収益	53億円
	無現	形固定資産・投資その他の資産	11億円	負債	合計	151億円
流動	流動資産		78億円		【資本の部】	
	う	ち、現金・預金	66億円	資本	合計	247億円
資產	全合計	†	398億円	負債	資本合計	398億円

R5キャッシュ・フロー計算書

①業務活動によるキャッシュ・フロー	通常の業務活動による資金の増減	16億円
②投資活動によるキャッシュ・フロー	水道施設の整備などの投資活動に係る資金の増減	△0億円
③財務活動によるキャッシュ・フロー	企業債の借入や返済などの財務活動に係る資金の増減	7億円
資金増加額 ①+②+③		23億円
資金期首残高		43億円
資金期末残高		66億円

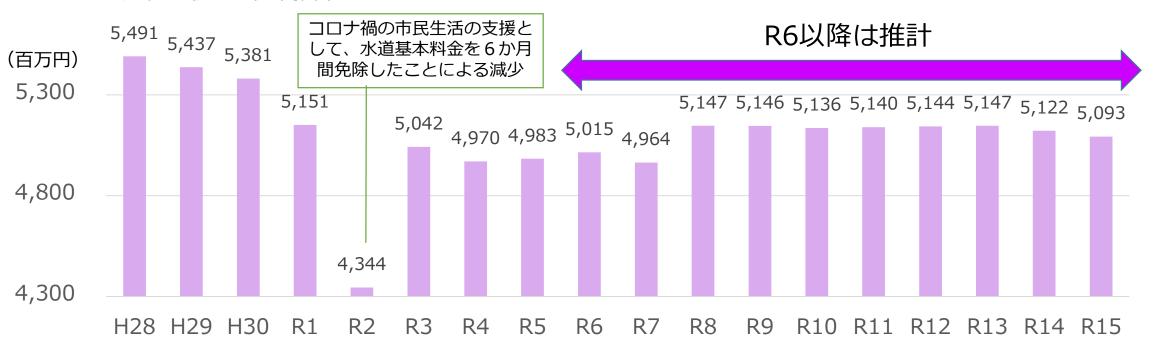
企業債残高は、R3まで借入を抑制していたこともあり、減少傾向となっていましたが、R4以降、資金残高を維持するため企業債の借入額を増やしたことにより、増加傾向となっています。 当年度純利益は、水道料金収入の減少や物価高騰の影響を受け減少傾向となっています。

企業債残高と当年度純利益の推移



水道事業収入の大部分を占める水道料金収入は、節水意識の高まりや、節水機器の普及・機能向上などによる使用水量の減少で、年々減る傾向にあります。 また今後、人口推移も減少に転じれば、水道料金収入がもっと減っていくことが想定されます。

■水道料金収入の将来推計



詳細は市ホームページ【明石市水道 決算・予算の内容 】を検索 「明石市水道事業会計よくわかる決算書」



公共下水道の整備や管理運営を行う会計です。

汚水処理に係る経費は主に下水道使用料収入により、雨水処理に係る経費は一般会計からの負担 により事業運営を行っており、処理場などの施設整備には国庫補助金を活用しています。

R5収益的収支 (使用料や維持管理等の一年間の取引)

収 益		費用	
	45億円	下水処理費用	21億円
		一般管理費	3億円
下水道使用料		減価償却費等	41億円
一般会計からの 負担金等	19億円	借入金利息	6億円
長期前受金戻入	17億円	その他	2億円
その他	1億円	当年度純利益	9億円

R5資本的収支 (借入金や施設整備等に要する取引)

収 入		支 出	
借入金	3億円	下水道施設の整	40/辛田
一般会計からの補助金等	4億円	備・改築費	10億円
国庫補助金	3億円	#1 4 かに文	2.4/辛田
収支不足額 減債積立金※の使用分等	34億円	借入金の返済	34億円

※利益を借入金の返済のために積み立てたもの

R5貸借対照表

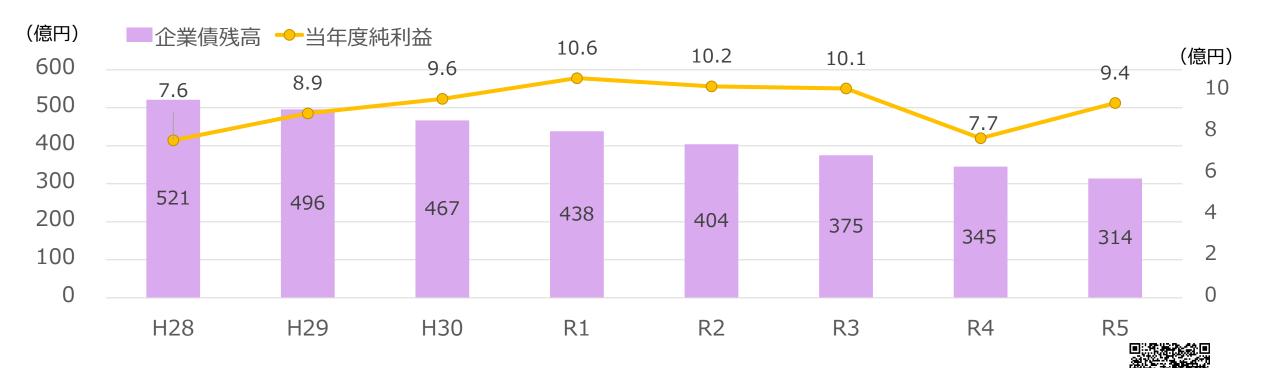
【資産の部】			【負債の部】	
固定資産		980億円	固定負債 284億円	
	有刑	ド固定資産	976億円	うち、企業債 283億円
		土地	83億円	流動負債 46億円
		償却資産(管渠、処理場施設など)	2,146億円	うち、企業債(1年以内返済分) 31億円
		減価償却累計額	△1,253億円	繰延収益 355億円
	投資	資その他の資産	4億円	負債合計 685億円
流動資産		56億円	【資本の部】	
	うち	5、現金・預金	47億円	資本合計 351億円
資產	全合計		1,036億円	負債資本合計 1,036億円

R5キャッシュ・フロー計算書

①業務活動によるキャッシュ・フロー	通常の業務活動による資金の増減	36億円
②投資活動によるキャッシュ・フロー	下水道施設の整備などの投資活動に係る資金の増減	0億円
③財務活動によるキャッシュ・フロー	企業債の借入や返済などの財務活動に係る資金の増減	△25億円
資金増加額 ①+②+③		11億円
資金期首残高		36億円
資金期末残高		47億円

企業債残高は、近年借入額が返済額を下回っており、減少しています。 当年度純利益は、下水道使用料収入が減少する中、借入金利息や減価償却費の減少により、一定 額の利益を保っています。

企業債残高と当年度純利益の推移



詳細は市ホームページ【明石市下水道事業決算】を検索